

松戸市地域生活支援拠点における拠点コーディネーターの配置について

令和6年度の報酬改定にて拠点コーディネーター配置における新たな報酬が整備されました。拠点コーディネーターの配置の目的は「地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築すること」とされています。

条件を満たした事業所が拠点コーディネーターを配置した際には加算を取れるというものです。

松戸市地域生活支援拠点事業においても拠点コーディネーターの配置について検討を進めています。

（拠点コーディネーターの資格要件）

- ① 指定特定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業所（機能強化型Ⅰ or Ⅱ）
 - ② 指定自立生活援助
 - ③ 指定地域定着支援
 - ④ 指定地域移行支援
 - ⑤ 地域生活支援拠点登録事業所である。
- ①～⑤を全て満たす単独の事業所又は、複数の事業所が相互に連携して運営。

（松戸市における拠点コーディネーターの業務内容）

- ① 緊急一時保護利用者の出口支援、日中活動先を探す、事前登録者数の拡大支援
- ② 拠点登録事業所数の拡大支援
- ③ 障害福祉サービス未利用者の掘り起こし、サービス利用の勧奨
- ④ 松戸市地域生活支援拠点運営協議会に係る運営事務

（配置事業所条件）

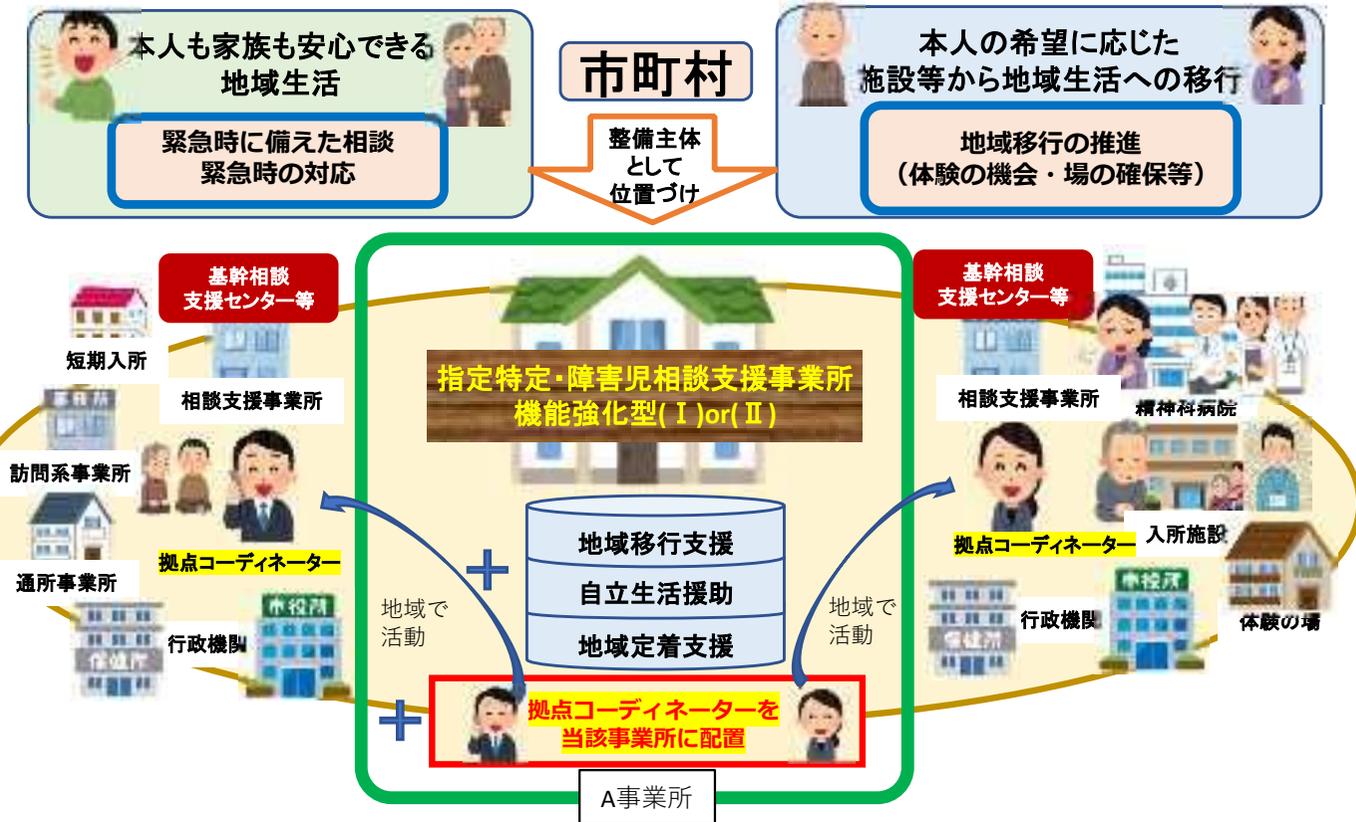
- ① 市内の事業所である。
- ② 単独で拠点コーディネーターの資格要件を満たしている。
※厚生労働省の通知では共同受任も可能としているが、本市の場合は単独事業所に限定しています。
- ③ 配置予定事業所数：1事業所
※試験的な導入のため、1事業所での運用を予定しています。

（留意事項）

現時点での案であり、今後変更の可能性がります。

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合

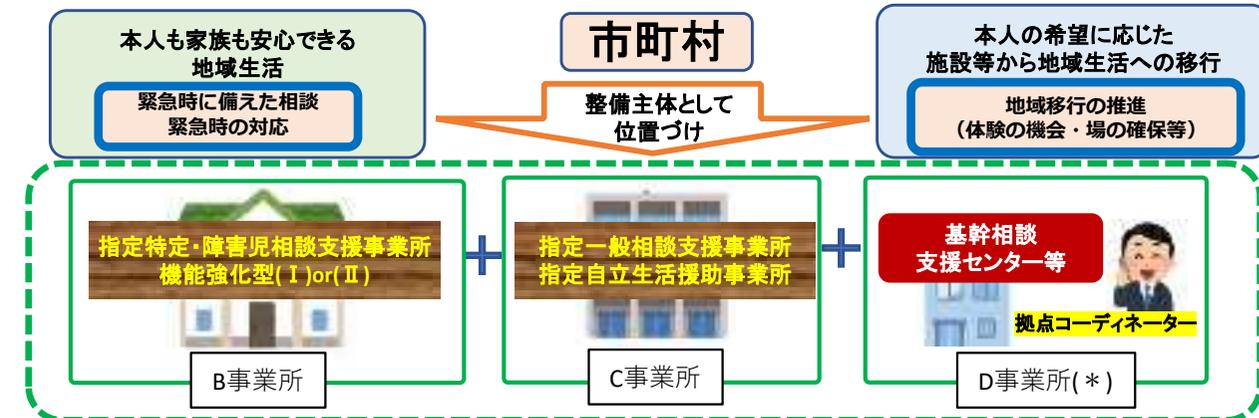


【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。
- ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。
- ② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

- * 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
- * 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。